

憲法 A（人権）／憲法 B（統治機構）

担当：柳瀬 昇

○授業概要

憲法は、国家統治の組織・作用の基本法である。特に、今日では、自由主義に基づき人権保障のために権力を抑制することを定めた基本法をいう。この講義では、日本国憲法の標準的な解釈論の基礎を、概括的に、かつ、平明に講述する。

日本国憲法に定める人権保障の仕組みについて、この講義において、しっかりと理解してほしい。

○授業目的・到達目標

この講義は、日本国憲法の解釈論を学ぶことを通じて、法的なものの考え方を養うことを目的とする。

日本国憲法の解釈論上の重要な概念を説明できるようになるとともに、主要な論点について問題の所在と通説・判例の論理を理解することが要求される。

○履修条件

講義の進行を妨げるような遅刻や早退は、厳に慎まれない。

「憲法 A（人権）」と「憲法 B（統治機構）」は、それぞれ完結するようにしているが、併せて受講することによって、憲法解釈論の全体像を概観できるように講義内容を設定している。したがって、前期に「憲法 A（人権）」を受講する学生は、後期に同一曜日・時間に設置された「憲法 B（統治機構）」を受講することが望ましい。

○授業方法

この講義では、前期は憲法総論及び人権論について、後期は統治機構及び憲法史について、それぞれ体系性を重視し、概括的に、かつ、平明に講述する。

○教科書

柳瀬昇『教育判例で読み解く憲法』（学文社、2013年）

○ 講義進行予定

憲法 A (人権)

第 1 回 憲法 の 概念 と 憲法 規 範 の 特 質

第 2 回 立 憲 主 義 の 基 本 原 理 (1)

第 3 回 憲 法 と 人 権 の 限 界 (1)

第 4 回 憲 法 と 人 権 の 限 界 (2)

第 5 回 幸 福 追 求 権

第 6 回 法 の 下 の 平 等

第 7 回 内 心 の 自 由

第 8 回 表 現 の 自 由 (1)

第 9 回 表 現 の 自 由 (2)

第 10 回 経 済 の 自 由 (1)

第 11 回 経 済 の 自 由 (2)

第 12 回 身 体 の 自 由

第 13 回 国 家 に よ る 自 由

第 14 回 国 家 へ の 自 由

憲 法 B (統 治 機 構)

第 1 回 立 憲 主 義 の 基 本 原 理 (2)

第 2 回 国 会 と 立 法 権 (1)

第 3 回 国 会 と 立 法 権 (2)

第 4 回 内 閣 と 行 政 権 (1)

第 5 回 内 閣 と 行 政 権 (2)

第 6 回 裁 判 所 と 司 法 権 ・ 違 憲 審 査 権 (1)

第 7 回 裁 判 所 と 司 法 権 ・ 違 憲 審 査 権 (2)

第 8 回 裁 判 所 と 司 法 権 ・ 違 憲 審 査 権 (3)

第 9 回 財 政 か ら み る 民 主 主 義

第 10 回 地 方 か ら み る 民 主 主 義

第 11 回 天 皇

第 12 回 安 全 保 障

第 13 回 日 本 国 憲 法 の 生 成 と 展 開 (1)

第 14 回 日 本 国 憲 法 の 生 成 と 展 開 (2)

そのほかに、講義の進行を調整するための予備日を設定する。

○レジュメについて

この講義では、毎回、レジュメを用意するが、レジュメはあくまで講義の補助資料にすぎない。各回の講義で何を取り扱うのかをおよそ示す趣旨で配布するものであり、できる限り簡潔な内容とするようにしている。したがって、これを入手すれば講義に出なくてよいなどという趣旨のものではない。

電子データを下記のウェブサーバ上にアップロードしておく。

<http://yanasenoboru.net/course/>

レジュメのほかに、講義時間中に追加の資料を配布することがある。追加資料については、ウェブサーバ上にアップロードしない（欠席者への配布もしない）。

○スライドについて

この講義では、プレゼンテーションソフトを利用して文字や画像等を投影することがあるが、これは、あくまで講義の際に板書の代わりに補助的に用いているにすぎないので、これを印刷し、または電子データとして配布する予定はない。

スライドの内容をノートに書き写しても、勉強したことになるわけではない。

○おすすめの学習方法

ここは大学であるから、教員がいちいち講義の受講の仕方を説明する必要はない（学生が自分の判断で好きなように受講すればよい）と、授業担当者は考えている。しかしながら、学生から質問されることも多いので、担当者の考えるおすすめの方法を次のように示すこととする。受講者は、ここに示した方法にとらわれることなく、自分なりの学習方法を開発し、履践してほしい。



ふつうのノートではなく、ファイルとA4判のルーズリーフを用意する。通常、1回分の講義の内容は、レジュメの余白に書込みをするだけでおさまるようなものではなからう。そこで、レジュメに線引きをしたり書込みをしたりするほかに、ルーズリーフに講義内容をメモし、それをレジュメとともにファイルにまとめる。そのほかに、講義に関係すると自分が考えた新聞記事などのコピーやウェブサイトをプリントアウトしたものも、合わせてファイルに挟んでおけば、自分だけの講義ノートが完成する。

○授業担当者へのアクセスについて

授業担当者の研究室は、本館 8 階 1810 号室である。電子メールのアドレスは、yanase.noboru@nihon-u.ac.jp である。メールを送る際には、文中に、氏名・学籍番号と、何曜日・何時限の何という科目の講義を受講しているのかを必ず明記する。できる限り通常のパソコンのメールアドレスから送信されたい(受信できないおそれがあるため、携帯電話のメールアドレスからの送信は、特段の事情がある場合を除き、避けられたい)。



講義の内容に関する質問や学生生活上の相談については、講義の前後またはオフィスアワー(火曜日 12 時 20 分～12 時 50 分)において対応する。他の用務のため中止することもあるため、確実に時間を確保したい場合には、電子メールで事前に連絡をとることをすすめる。

○参考書について

次に挙げるのは、標準的な憲法解釈論を学ぶにあたって役立つであろう参考書として、授業担当者が推奨するものである。必要に応じて参照することを薦める。図書館などで、実際に手に取ってみて、読みやすいものを 1 冊手もとに置き、通読してほしい。

基本書・体系書

- ・ 芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法〔第 6 版〕』(岩波書店、2015 年)
 - ・ 佐藤幸治『日本国憲法論』(成文堂、2011 年)
 - ・ 高橋和之『立憲主義と日本国憲法〔第 4 版〕』(有斐閣、2017 年)
 - ・ 野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法 I・II〔第 5 版〕』(有斐閣、2012 年)
- 判例集 著名な判例について、事件の概要と判決の要旨または抜粋をまとめたもの
- ・ 野中俊彦・江橋崇編(渋谷秀樹補訂)『憲法判例集〔第 11 版〕』(有斐閣、2016 年)
- 注釈書(コンメンタール) 条文ごとに注釈が付されているもの
- ・ 芹沢斉・市川正人・阪口正二郎編『新基本法コンメンタール憲法』(日本評論社、2011 年)
 - ・ 木下智史・只野雅人編『新・コンメンタール憲法』(日本評論社、2015 年)

初学者が手もとに置くようなものではないが、信用できる注釈書として、樋口陽一・佐藤幸治・中村睦男・浦部法穂『憲法 I・II・III・IV』(青林書院、1994 年・1997 年・1998 年・2004 年)がある。また、注釈書と判例集の中間的な存在として、今井功・戸松秀典編『論点体系 判例憲法 1・2・3』(第一法規、2013 年)は推奨できる。